平成22年12月20日福祉部高齢社会対策課

第5期(平成24~26年度)練馬区介護保険事業計画にかかる 検討課題(案)について

(方 針)

練馬区介護保険運営協議会(以下、「協議会」という。)は、第5期(平成24~26年度)練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下、「第5期計画」という。)の策定にかかる審議機関の一つとして、主として介護保険事業計画に関する事項を所掌している。

協議会は、第5期計画策定に当たり、区長からの諮問に応じて、審議し、答申を行う。 区長は、答申にある意見・提言等を踏まえ、第5期計画を策定する。

(検討課題について)

第5期計画策定に向けた提言等を行うため、資料1に掲げた4つの審議機関が、各々の所掌事項について検討する。

練馬区介護保険運営協議会は、第4期(平成21~23年度)介護保険事業計画から引き続き取り組む必要がある課題、第5期計画での重点的な取り組みが求められている新たな課題および、その他介護保険分野にかかる事項のうち、必要と判断される課題について検討する。

また、国は、第5期計画策定にあたり盛り込むべき視点として、「地域包括ケアシステム」の構築を掲げている。

これらの状況を踏まえ、区では、下記のとおり検討課題(案)を設定する。

※裏面参照

【第5期計画における検討課題(案)】

検討課題名称		備考
1	主体的に取り組む介護予防の推進	
2	認知症になっても安心して暮らせる 地域づくり	第4期介護保険事業計画から引き。
3	地域包括支援センターを中心とする 相談支援体制の充実(※1)	続き取り組む必要がある課題
4	介護保険施設および地域密着型サービス 拠点の整備促進(※2)	
5	介護・医療の連携	第5期計画での重点的な取り組み が求められている課題
6	その他	上記1~5以外の介護保険分野にかかる検討課題

【他の審議機関との調整】

検討課題(案)のうち、つぎの2つの課題については、<u>資料1</u>に掲げる他の審議機関における所掌事項と重複する。

このため、まず、介護保険運営協議会から当該分野を所掌する他の審議機関へ、課題の検討を依頼する。

介護保険運営協議会では、依頼を受けた審議機関からの検討結果についての回答を踏まえ、当該検討課題に関する答申を作成する。

- ※1 検討課題(案)3 「地域包括支援センターを中心とする相談支援体制の充実」 ⇒ 《地域包括支援センター運営協議会》へ課題の検討を依頼する。
- ※2 検討課題(案) 4 「介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進」 ⇒地域密着型サービス拠点の整備にかかる事項について、《地域密着型サービス 運営委員会》へ課題の検討を依頼する。